

徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議設置要綱

（設 置）

第1条 知事公舎の現在の状況を踏まえ、今後のあり方等について、外部の有識者から意見・提言を聴取するため、「徳島県知事公舎のあり方に関する有識者会議」（以下「会議」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 会議は、知事公舎に関し、次に掲げる事項について検討し、意見・提言を行うものとする。

- （1）知事公舎のあり方等に関すること。
- （2）その他知事公舎のあり方等を議論するにあたり、必要な事項に関すること。

（組 織）

第3条 会議は、委員6名以内で組織する。

（委 員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- （1）学識経験者
- （2）その他知事が適当と認める者

2 委員の任期は、選任の日から令和6年3月31日までとする。

（会 長）

第5条 会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は会議を総理し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行う。

（会 議）

第6条 会議は、会長が招集する。

（意見の聴取）

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の意見を求めることができる。

（事務局）

第8条 会議の庶務は、経営戦略部管財課において処理する。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年7月3日から施行する。